



スクールインフォメーション ～学校だより～

肉用牛の削蹄(さくてい)

岩瀬農業高校

1月5日(月)、福島県イノベーション・コースト事業の一環として、外部講師として削蹄師(さくていし)をお招きし、本校黒毛和種の子牛を削蹄していただきました。削蹄は牛の歩様、立ち姿、蹄病の早期発見など、牛の成長に大きな影響をもたらす大切な管理の一つです。

子牛は終始おとなしく、四肢の蹄を整えてもらいご満悦のようでした。冬の寒さに負けず、すくすくと成長してほしいと願っています。

※削蹄とは……牛や馬など蹄(ツメ)のある動物の蹄を整えること。



昔遊びの会を実施しました

第一小学校

1月20日(火)に、地域の老人クラブと学校応援団の方々においでいただき、「昔遊びの会」を実施しました。こま、羽根つき、だるまおとし、福笑い、お手玉、あやとり、わなげ、けん玉の遊び方を教えてもらいました。

子どもたちは目を輝かせ、歓声を上げて昔の遊びを楽しんでいました。老人クラブの方々と、楽しく充実した時間を過ごすことができました。



鏡中の顔、新旧生徒会長に聞きました!

鏡石中学校

今年度も「最善を尽くせ」の校訓のもと、生徒たちはたくさんの活躍を見せてくれました。3月13日(金)に卒業式を迎え、新しいステージに旅立つ3年生と送り出す在校生、それぞれを代表して新旧生徒会長にこれまでの取組や今後に向けた思いを聞いてみました。

●前生徒会長 滝口 歩さん(3の2)

私たち3年生はもうすぐ鏡石中学校を離れます。3年間の学校生活を振り返ると、多くの仲間を支えられながら過ごしてきた日々が思い出されます。前生徒会長として活動する中で、協力することの大切さや、自分から行動する責任を学びました。鏡石中学校で得た経験を大切に、これからの新しいステージでも前向きに歩んでいきたいです。

●新生徒会長 上野 真生さん(2の2)

私は、新生徒会長として、歴代の先輩方が築き上げ、引き継がれてきた「鏡中プライド」を受け継ぎ、一人ひとりが輝き、自己主張ができる学校を目指します。その目標達成に向け、あいさつ運動を始めとした日々の活動を通して、生徒の皆さんとの距離を縮め、意見を出しやすい雰囲気作りに尽力していきます。



命の授業(2年生)

第二小学校

1月20日(火)に福島県助産師会須賀川会から講師の先生をお招きして「命の授業」が行われました。

参加した2年生は、針で開けた小さい穴くらいの大きさから自分たちの命が始まっていること、280日かけて約2,000倍もの大きさに成長していくことに驚いていました。

月齢別の赤ちゃんの大きさや重さを実感しながら、「誕生日は、いのちの記念日」や「生きているだけで100点満点」といった助産師さんの言葉に聞き入っていました。



くらしの情報

-information-

令和7年度住民税 非課税世帯物価高騰 対策支援給付金について

☎ 福祉こども課 ☎ 62-2210

町では、閣議決定された「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、電気・ガス・食料品等の価格高騰対策として、令和7年度住民税非課税となる世帯に対して、町独自の支援として1世帯あたり2万円の給付を行います。

●対象者

令和7年12月1日時点で鏡石町に住民登録があり、世帯全員が令和7年度住民非課税である世帯(生活保護受給者を含む)

●対象外となる世帯

・令和7年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯(扶養親族等には、青色事業専従者、事業専従者を含む)
・住民税未申告者がいる世帯
・租税条約により住民税を免除されている者がいる世帯

●給付額 1世帯あたり20,000円

●申請方法

【給付金通知書が届いた世帯】

町で給付金支給の実績があり振込口座を把握している対象世帯には、3月上旬に給付金通知書を送付しました。給付金通知書の内容に相違がない場合は、福祉こども課への連絡は不要です。
※振込日 3月25日(火)

【給付金支給要件確認書が届いた世帯】

給付に関して、町に確認書類の提出が必要な世帯には順次、支給要件確認通知書を送付します。内容を確認し、必要事項を記入のうえ、提出してください。

提出を受けた世帯より給付金振込を進めます。

【給付金通知書、支給要件確認書が届かない世帯】

給付金の対象者であっても、通知書又は確認書が届かない場合は、福祉こども課へご連絡ください。

●申請期限

5月29日(金)

●給付時期

申請受付後、審査のうえ順次支給

「緊急通報システムサービス」について

☎ 福祉こども課 ☎ 62-2210

町では、高齢者または重度心身障がい者の方々に向けて、急病や事故等の緊急時に迅速な対応を行うための緊急通報装置の貸し出し事業を行っています。

利用のためには申請が必要です。福祉こども課へご相談ください。

〈対象者〉

- ①概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ②ひとり暮らしの重度心身障がい者
- ③高齢者世帯の中でいずれかの方が、介護認定を受けている世帯
- ④家族が仕事等で、①～③と同様の状態になる世帯

※利用料は課税状況により、一部自己負担があります。通話にかかる回線料は自己負担になります。

水道メーター検針のお知らせ

☎ 上下水道課 ☎ 62-2348

3月13日(金)から20日(金)までの予定で水道メーターの検針を実施します。

町が委託した検針員(腕章着用)が検針に伺いますので、メーターボックスの開閉ができるよう、周囲の整頓等についてご協力をお願いします。



町水道料基本料金負担軽減対策事業

水道料金の基本料金を4か月分減免します

町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金を4か月分減免します。

●対象者

町の水道を使用している者(家庭用のみ)

※申込み手続きは不要です。契約の用途が「営業用」「団体用」「工業用」等は対象外となります。

●対象期間 令和8年3月及び5月検針分(2月～5月使用分)

●減免内容

水道料金の基本料金

※基本水量(10m³/1期)を超えた分から使用水量に応じて加算される超過料金、水道メーター使用料及び下水道使用料は、通常どおりの請求となります。

※検針票(使用水量・料金のお知らせ)は減免前の金額が記載されていますが、後日減免通知等を郵送します。

●減免額

用途	2か月分 (1期分)	4か月分 (2期分)
家庭用	1,932円	3,864円



●問い合わせ先 上下水道課 ☎ 62-2348